

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年4月18日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年5月21日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局に係る規定を廃止すること。（第15条の2、第15条の3及び第41条の2関係）

イ 施行期日

- 一 公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 19GHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局の技術基準を廃止すること。（第14条、第24条、第49条の9、別表第1号及び別表第2号関係）
- 二 1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の技術基準を廃止すること。（第57条の3、第58条の2の13、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）

イ 施行期日

- 一 公布の日から施行すること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を特定無線設備から削除すること。（第2条、別表第1号及び様式第7号関係）
- 二 その他規定の整備をすること。（第2条、別表第1号、別表第2号及び様式第7号関係）

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を設けること。
- (4) 周波数割当計画の一部変更案
- ア 変更内容
- 一 19GHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局の制度の廃止に伴い、規定の変更を行うこと。
 - 二 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度の廃止に伴い、規定の変更を行うこと。
- イ 施行期日
- 公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、19GHz 帯構内無線局及び 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度を廃止すること等に伴い、関係規定の整備を行うものである。

19GHz 帯構内無線局は、主にオフィスにおける無線ネットワーク(無線 LAN)用として、平成 4 年に免許を要する無線局として制度化されたが、その後、無線 LAN (Wi-Fi) が高機能化・低廉化し、広く一般に普及したことに伴い、平成 19 年 3 月には無線局数がゼロとなっている。

また、1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局は、PHS と同じ通信方式を用い、PHS の空き周波数を利用して山間部・離島等の条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的として、平成 10 年に免許を要する無線局として制度化されたが、その後、インターネット接続等のより高度なサービス提供可能な 18GHz 帯 FWA (Fixed Wireless Access) が導入され、その普及が進むとともに減少し、平成 17 年 8 月に無線局数がゼロとなった。

このように両無線局は、無線局数がゼロとなっており、今後も新たな利用の見込みがないことから、周波数再編アクションプラン(平成 19 年 11 月)において、両無線局の周波数利用を停止することが盛り込まれたところであることを踏まえ、関係省令の整備を行うものである。

周波数割当計画においては、19GHz 帯構内無線局制度の廃止に伴い、19.3GHz を超え 19.7GHz 以下の周波数帯における移動業務のうち、一般業務用のデータ伝送用を削除する。

また、1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局制度の廃止に伴い、現在 1,885MHz を超え 1,980MHz 以下の周波数帯において固定業務の電気通信業務用として分配があるが、他に固定業務を割り当てるものが想定されないことから、今回、国内分配から固定業務を削除するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	

第3 理由

本件は、19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止等に伴い、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

19GHz 帯構内無線局は、構内におけるデータ伝送用の無線局として平成4年に制度化されたが、その後、2.4GHz 帯や5GHz 帯の無線LANが高機能化・低廉化して広く一般に普及したこと等に伴い、無線局数は減少し、平成19年3月にゼロとなっている。

一方、1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局は、PHSの空き周波数を利用して条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的に平成10年に制度化されたが、その後、インターネット接続などのより高度なサービス提供が可能な18GHz帯FWAが導入されたこと等に伴い、無線局数は減少し、平成17年8月にゼロとなっている。

このように、両無線局は今後新たな利用の見込みがないことから、周波数再編アクションプラン（平成19年11月）において、両無線局の周波数利用を停止することが盛り込まれたところである。

今回の改正は、これらの状況を踏まえ、19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局に係る制度を廃止するため、関連規定の削除等を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

電波法施行規則の改正案では、包括免許対象局及び定期検査を行わない無線局から1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を削除している。

無線設備規則の改正案では、19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の技術基準を削除している。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則では、特定無線設備から1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を削除している。

これらは、19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止に伴うものであり、改正内容は適当と認められる。

2 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、19.3GHz を超え19.7GHz 以下の周波数帯における移動業務について、無線局の目的から一般業務用（データ伝送用）を削除するとともに、周波数の使用条件を規定する別表から具体的な周波数を削除する等、必要な規定の整備を図っている。

また、1,885MHz を超え1,980MHz 以下の周波数帯において、国内分配から固定業務を削除するなど、必要な規定の整備を図っている。

これらは、19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止に伴う変更を行うものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。